

○合志市特定建設工事共同企業体取扱要領

令和8年5月11日

告示 第44号

合志市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、合志市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体の施工方式、対象工事等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定JV 合志市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了及び引渡しにより解散する共同企業体をいう。
- (2) 構成員 市工事に係る競争入札参加者の資格を有する建設業者であつて、特定JVを構成するものをいう。

(施工方式)

第3条 特定JVの施工方式は、各構成員が対等の立場で、一体となって施工する共同施工方式とする。

(対象工事)

第4条 市長が特定JVに発注できる工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大規模工事かつ技術的難易度の高い工事
- (2) 当該市工事の性格等に照らし特定JVによる施工が必要と認められる工事であつて、それぞれおおむねの設計額が、次のとおりのものである。

ア 土木舗装工事 1億円以上

イ 建築一式工事 1億5千万円以上

(構成員)

第5条 構成員の数は、原則として2又は3業者とし、等級格付がなされている業種にあつては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合せとする。

2 構成員は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市内企業の育成、公正な競争の促進及び適正な施工の確保を図るため、特に必要があると認められる場合

は、この限りでない。

- (1) 当該市工事に対応する許可業種につき、許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (2) 市工事の規模にかかわらず、当該市工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該市工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 全ての構成員が、当該市工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(結成方法)

第6条 特定JVの結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第7条 特定JVの代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第8条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の割合以上でなければならない。

- (1) 2業者の場合 25パーセント
- (2) 3業者の場合 20パーセント

(入札参加資格審査申請書等)

第9条 市長は、特定JVに発注するときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項の公告等を行い、公告等を行った日から原則として25日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）及び委任状（様式第3号）を添えて、資格審査の申請を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 工事概要
- (4) 特定建設工事共同企業体入札資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定JVの構成員出資比率、代表者構成員及び構成員の技術的要件等
- (6) その他必要と認められる事項

(資格審査等)

第10条 特定共同企業体の資格審査は、構成員全員について次に掲げる事項に関し、必要

な審査を行うものとする。

- (1) 対象工事に係る建設業の許可
- (2) 対象工事に係る総合評定値
- (3) 対象工事に係る技術者の状況
- (4) その他の必要事項

(入札参加業者に事故があった場合の取扱い)

第11条 構成員に指名停止、倒産等事故があった場合は、当該構成員の属する特定JVは入札に参加する資格を失う。

第12条 前条の規定にかかわらず、構成員の一部について会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合、入札の時より前であれば、残余の構成員が被申立会社に代わる構成員を補充して、新たに特定JVを結成し、確認のとれた者については入札に参加することを認める。なお、構成員の一部について破産宣告がなされた場合も同様に取り扱うものとする。

(特定JVの存続期間)

第13条 市工事に係る請負契約の相手方となった特定JVの存続期間は、当該市工事の完成後3箇月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該市工事につき契約不適合責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

- 2 当該市工事につき結成された特定JVのうち請負契約の相手方とならなかったものは、当該市工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(実施手続)

第14条 特定JVによる指名競争入札を実施する場合の手続については、市長が別に定める。

(要領に定めのない事項)

第15条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する